

私立高等学校等の授業料軽減及び幼稚園就園奨励費補助の
見直しに関する意見書（案）

国は、平成２２年度から、公立高等学校の授業料を実質無償化するとともに、私立高等学校等に通う生徒の学費負担を軽減する制度を導入するとしている。

これは重要な前進であるが、その費用については、国策として実施するにもかかわらず、一部について地方交付税による措置が検討されるなど、その結果次第では、地方公共団体、とりわけ、地方交付税不交付団体の東京都にとって、行財政運営に深刻な影響を与えることが懸念される。さらに、東京都では、高等学校の生徒のうち私立高等学校に通っている生徒の割合が全国平均約３割に対して約６割にも上り、影響は多大である。

また、制度の詳細がいまだ示されておらず、東京都における現行の私立高等学校等に対する学費負担軽減事業との整合性を図る必要があることから、平成２２年度の予算編成上、極めて憂慮すべき事態となっている。

さらに、幼稚園就園奨励費補助については、子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直すとしているが、多くの世帯で補助単価が現在の約６割減となるなど、保護者負担額が激増するおそれがある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 私立高等学校等の生徒の授業料軽減策は、国の政策として実施することから、その費用について、地方に負担転嫁することなく、国の責任において全額を負担すること。特に、すべての地方自治体へ確実に財源を補てんする必要があることから、地方交付税によることなく財源を措置すること。
- 2 授業料軽減策の具体的な制度設計等に当たっては、地域の実情を反映したものにするため、国から地方に協議を行うとともに、協議内容を踏まえ、速やかに決定すること。また、協議段階や決定段階での情報提供を行うこと。
- 3 幼稚園就園奨励費の補助単価の見直しについては、すべての世帯において負担増とならないよう配慮すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年１２月 日